

平成 28 年の定期監督等の実施結果を公表します
-定期監督等を実施した事業場の 7 割 5 分以上に法違反-

平成 29 年 6 月 1 日
長野労働局労働基準部監督課

長野労働局（局長 石田茂雄）及び管下 9 労働基準監督署においては、すべての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境を目指し、積極的に監督指導を行っています。

この度、平成 28 年に管下 9 労働基準監督署が実施した定期監督等^(注)の結果について、以下のとおり取りまとめました。

【平成 28 年定期監督等概要】

1 実施件数	2, 6 6 5 件	【表 1】
〈業種別〉①製造業	876 件	②建設業 686 件
		③商業 342 件
2 違反事業場数	2, 0 0 1 件	【表 2】
〈内容別〉①労働時間	797 件	②安全基準 509 件
		③割増賃金 495 件
3 違反率	7 5 . 1 %	
〈業種別〉①保健衛生業	84.6%	②清掃・と畜業 80.6%
		③製造業 80.4%
(※違反率は、年間 10 件以上の監督等を実施したものに限り。)		

4 今年度の取組

- ① 「過労死等ゼロ」緊急対策等の過労死等防止対策を推進します。
- ② 監督指導を通じ、法定労働条件の履行確保を図ります。
- ③ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のための重点的な監督指導を行います。
- ④ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべきガイドライン」を周知・徹底し、当該ガイドラインの遵守を重点とした監督指導を行います。
- ⑤ 若者の「使い捨て」が疑われる各種相談や情報が寄せられた事業場に対し、法定労働条件の確保のための監督指導を行います。
- ⑥ 技能実習生等特定の労働分野における法定労働条件の確保を図ります。技能実習生に係る労働基準関係法令の違反が疑われる事案については取組強化を図り、自動車運転者、障害者、介護労働者、医療従事労働者、パートタイム労働者に対しても労働条件確保のための指導を徹底します。

注：定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告、過去の監督指導結果等を契機として、労働基準監督官が事業場を実施する立入検査のことであります。

【表1】 定期監督等の実施件数・違反件数

業種	平成28年		
	定期監督等(件)	違反(件)	違反率(%)
製造業	876	704	80.4%
鉱業	2	2	100.0%
建設業	686	457	66.6%
運輸交通業	120	96	80.0%
貨物取扱業	5	2	40.0%
工業的業種計	1689	1261	74.7%
農林業	60	39	65.0%
畜産・水産業	1	1	100.0%
商業	342	261	76.3%
金融広告業	17	9	52.9%
映画・演劇業	1	1	100.0%
通信業	7	5	71.4%
教育研究業	41	27	65.9%
保健衛生業	175	148	84.6%
接客娯楽業	178	141	79.2%
清掃・と畜業	36	29	80.6%
官公署	0	0	#DIV/0!
その他の事業	118	79	66.9%
非工業的業種計	976	740	75.8%
合計	2665	2001	75.1%

【表2】 定期監督等における労働基準法・労働安全衛生法に関する主要な法違反

○労働基準法等違反

	15条 労働条件明示	32条・40条 労働時間	34条 休憩	35条 休日	37条 日割増賃金	89条 就業規則	108条 賃金台帳	24条(最賃法4条) 賃金支払
平成28年	321	797	56	74	495	282	234	87

○労働安全衛生法違反

	10~19条 安全衛生管理体制(14条を除く)	14条 作業主任者	20~25条 安全基準	20~25条 衛生基準	30・31条 特定元方事業者・注文者
平成28年	145	163	509	196	84

	45条 定期自主検査	59条・60条 安全衛生教育	61条 就業制限	65条 作業環境測定	66条 健康診断
平成28年	158	36	19	112	480

【表2:補足】法違反の事例

○労働基準法等違反

第15条 〈労働条件の明示〉	労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。また、交付しているが、法定事項が不足しているもの。
第32条 〈労働時間〉	時間外労働に関する協定届(36協定)の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。また、協定の締結・届出はあるが、協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。
第37条 〈時間外労働、深夜労働の割増賃金〉	時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定の割増賃金(通常の賃金の2割5分以上)を支払っていないもの。 ・ ※平成22年4月1日から、大企業(業種により資本金又は出資金の規模若しくは労働者数に応じて定められている)については、1か月60時間を超える残業時間に対しては、50%以上の割増率による割増賃金を支払わなければならないこととなっている。
第89条 〈就業規則の作成等〉	常時使用する労働者が10人以上いるにもかかわらず、就業規則の作成・届出がないもの。
最賃法第4条・労基法第24条 〈賃金支払〉	最低賃金額以上の賃金を、通貨で、全額を、毎月1回以上、一定期日に、直接労働者に支払っていないもの。

○労働安全衛生法違反

第10～19条(14条を除く) 〈安全衛生管理体制〉	常時使用する労働者が50人以上いるのに、衛生管理者を選任していないもの等。
第14条 〈作業主任者〉	有機溶剤業務を行っているにもかかわらず、技能講習修了者の中から作業主任者を選任していないもの等。
第20～25条 〈機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準〉	高さが2メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの等。
第30条、第31条 〈元方事業者等〉	建設工事現場において、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための協議組織の設置・運営を行っていないもの等。
第66条 〈健康診断〉	常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの等。